# 令和７年度

# 大阪府の施策に対する提案と予算に関する要望書に対する

# 大阪府からのコメント、方針等

（※保育部会要望および関連要望等のみ一部抜粋・編集）

# 令和７年度
# 大阪府の施策に対する提案と予算に関する要望書

３年に亘るコロナ禍を通じて顕在化した生活課題や長引く物価高騰に影響による生活困窮者への対応、少子高齢社会において身寄りのない方が増加する中での孤独・孤立の深刻化など、地域では複雑・多様化する福祉課題への対応が求められている。一方で、社会や個人の意識変化や社会構造の変革により人と人とのつながりの希薄化が加速化するとともに、団塊の世代の後期高齢者入りなどによる地域活動の担い手の減少も憂慮され、地域福祉における発見力の低下や共助の前提となる地域基盤の弱体化が懸念される状況となりつつある。

また本年１月１日に発生した能登半島地震においては今後も息の長い支援が求められる一方で、大阪が被災した時に備えた福祉的支援体制の構築が急務となっている。

このような状況の中、府内の福祉関係者は地域のセーフティネットとしての役割を果たすべく創意工夫のもと様々な事業・活動を展開しているが、今後、第５期地域福祉支援計画を基盤に将来の地域の姿を見据えた地域福祉体制の再構築の具体化に向け検討すべき施策について以下のとおり提案する。

## 【施策提案事項】

１　おおさか発の地域共生社会の実現に向けて

（１）重層的支援体制整備事業の全市町村での早期実施

重層的支援体制整備事業の府内全市町村での実施については、府の第 5 期大阪府地域福祉支援計画においても早期の達成を明記されており、その実現に向け市町村への指導・支援を強化されたい。

(参考) 重層的支援体制整備事業等実施および移行準備市町村 26 市町村(R6 年度)

【府からのコメント、方針等】　　福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

○ 重層的支援体制整備事業及び同事業への移行準備事業については、今年度からスタートした第 5 期大阪府地域福祉支援計画において、計画期間の最終年度である令和 11 年度までに府内全市町村の実施を目標としております。

○　府内市町村の円滑かつ早期の実施をめざし、府では令和 4 年度から「多機関・多分野が協働した包括的支援体制の構築に向けた市町村支援事業」により、研修会の開催や市町村の課題に応じたアドバイザーの派遣等の支援を行っているところです。

○ 府内全市町村の重層的支援体制整備事業等の実施に向け、未実施市町へヒアリングやアンケート調査等を行い、より市町村の課題に応じた支援となるよう、支援策の充実に取り組んでまいります。

（２）「地域貢献委員会」を核とした市町村における包括的支援体制の充実をはかる「大阪モデル」のさらなる推進

「第５期大阪府地域福祉支援計画」ならびに令和４年３月に大阪府がとりまとめた「包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法人等との協働に関する提案」で示されたように、市町村における包括的な支援体制の充実に向けて、市町村と社会福祉法人等との連携の基盤として「地域貢献委員会」を位置づけ、相談支援の強化と地域づくりの充実の相乗効果を発揮する「大阪モデル」が数多くの市町村で取り組まれるよう、市町村、市町村社協、社会福祉法人等へ働きかけられたい。

（参考）後方支援事業を利用している市町村：R4～5 年度累計 55 市町村

【府からのコメント、方針等】　福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

○ 府内の社会福祉法人等は「地域における公益的な取組み」として、相談支援や地域づくり支援、社会とのつながりづくりといった参加支援に先駆的に取り組んでこられました。また、地域と社会福祉法人等とのつながりを強化し、地域福祉の取組みを具体的に推進するため「地域貢献委員会（施設連絡会)」の組織化がすすめられています。

○ これまで「地域における公益的な取組み」を実践されてきた社会福祉法人等と市町村が連携・協働することにより、包括的な支援体制の厚みが増し、きめ細やかなセーフティネットの構築につながると考え、府では「多機関・多分野が協働した包括的な支援体制の構築に向けた市町村支援事業」において、地域貢献委員会を核にした市町村と社会福祉法人等との協働のプラットフォームづくりへの支援を行っているところです。

○ 地域貢献委員会を核とした協働のプラットフォーム（大阪モデル）が府内市町村で構築されますよう、市町村、市町村社協、社会福祉法人等へ働きかけるとともに、大阪モデルの好事例の創出に取り組んでまいります。

３　良質で安定した福祉サービスの確保に向けて

（２）福祉人材の確保・定着のための処遇改善等の拡充

たび重なる処遇改善策が講じられているが、民間企業等における賃金改善に追いつかず、全産業平均との賃金格差が拡大している。また最低賃金の引上げが進む中、賃上げを行うにしても、社会福祉法人・福祉施設の収入の大部分は公定価格で決定されており、他産業のようにサービスの値上げをすることができず、光熱水費や物価高騰による負担増も相まって、個々の経営努力で対応できない状況にある。

育児や介護と仕事の両立や、多様な働き方が推奨される社会において、民間企業等における賃金改善を踏まえた全産業平均との遜色ない福祉従事者の大幅な処遇改善、経済情勢・物価高騰に対する支援、職員一人ひとりが長く働き続けられるよう、働き方改革をふまえた職場環境整備、職員配置基準の拡充、各制度で異なる処遇改善原資の仕組みや運用の一元化、配分における法人裁量の拡大と弾力的運用、利用者への支援業務や事務の効率化・負担軽減、また離職につながるカスタマーハラスメント等の防止がなされるよう、大阪府独自の施策を検討するとともに、国に強く働きかけられたい。

※参考資料／全産業平均賃金と社会福祉従事者の格差

| | R4（月収） | 処遇改善 | R5（月収） |
|---|---|---|---|
| 全産業 | 36.1 万円 | R5 春闘（+3.58%） | 37.4 万円 |
| 介護 | 29.3 万円（△6.8 万円） | R4 処遇改善（+3%） | 30.5 万円（△6.9 万円） |
| 保育 | 31.9 万円（△4.2 万円） | R4 処遇改善（+3%） | 32.7 万円（△4.7 万円） |

（出典）全国社会福祉法人経営者協議会

【府からのコメント、方針等】　　　　　　　福祉部　子ども家庭局　家庭支援課

（保育所等）

○　保育士等への処遇改善等による加算を新設することや保育の実施主体である市町村が自らの責任と工夫で多様な保育サービス等を提供できる仕組みとなるよう十分な財源を措置することを国に要望しています。

○　また、保育士の負担軽減を図るため、保育現場のICT化等が進むよう、保育対策総合支援事業費補助金の活用を市町村に対し働きかけています。

○　保育士等の確保、定着に係る支援について引き続き国に要望してまいります。
ります。

（３）水道光熱費、燃料費、給食費・委託費、整備（老朽改築含む）費用の高騰ならびに感染症対策に必要な経費負担に対応するための社会福祉法人・福祉施設等への補助・支援策の積極的かつ迅速な拡充

電気・ガス料金に対する国の負担軽減措置が５月末で終了し、８月から一定の期間追加の負担軽減措置が講じられる見込みだが、今後も水道光熱費は負担増が見込まれる。また燃料費、給食費、委託費等についても高騰が続き、社会福祉法人・施設の経営を圧迫している。

また、感染症対策のかかり増し経費への補助が廃止されたため、施設内での感染拡大を未然に防ぐための費用負担も増加している。

さらに建築費等の高騰により、特に老朽化した施設の建替や大規模修繕が実施できないなどの課題も生じている。

こうしたことから、これらに対する府独自の支援策を検討するとともに、国における支援について強く働きかけられたい。

【府からのコメント、方針等】　福祉部　子ども家庭局　子育て支援課

（保育所等）

○ 保育施設等における物価高騰等の影響については、一定生じているものと認識しており、今後も続くと見込まれることから、本来であれば、国において、公定価格等の見直しにより一律の持続的な対策を行うことが望ましいと考えており、引き続き要望してまいります。

（４）緊急時に備えた社会福祉施設・事業所等の対応力の強化

災害時や感染症等の緊急時に備え、社会福祉施設・事業所等において、種別・サービス形態に応じた事業継続計画（BCP）の策定が進められているが、発災時に限られた人員の中で適切な対応ができるか、災害備蓄や資機材等の十分な確保ができているかといった不安を感じている現場の声を踏まえ、大阪府として支援を検討されたい。

また、府内での大規模災害等に備えて、近隣市町村での社会福祉施設・事業所等間の相互応援協定締結の普及・促進についても検討されたい。

【府からのコメント、方針等】　　　　　　　　　　福祉部　子ども家庭局　子育て支援課

○　社会福祉施設等においては、感染症や災害発生時に職員、利用者の安全を確保し、福祉サービスを中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させることが重要であり、あらかじめ事業継続計画（ＢＣＰ）を作成し、訓練の実施等を踏まえ、見直しを行っていただくなど、事前の備えに取り組んでいただくことが有効です。

○ なお、ＢＣＰの策定促進と併せて、府の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン等、日頃からの災害の備えについて、社会福祉施設等へ周知・啓発を行っております。

○ また、大規模災害等に備えた対策について、引き続き意見交換させていただきたい。

## 【予算要望事項】

| ３．学校教育における福祉・介護分野への更なる理解促進を図られたい。 |
|---|

【府からのコメント、方針等】　福祉部子ども家庭局子育て支援課

（保育所等）

〇　学生に向けた保育の魅力発信は、福祉人材の確保のため重要と考えているため、魅力発信用の情報提供や、実際の職場への体験、施設見学会の実施などが考えられます。

〇教育機関等とも連携した取り組みができるよう検討してまいりたいと考えています。

６．施設利用者のサービス向上のため次のことを実現されたい。

①ネガティブ報道により現場の保育士が動揺することなく、安心して日々の保育を行えるよう対策を講じられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ 保育現場でのネガティブな報道に対する対策として、その原因となる不適切な保育などの事案の発生を未然に防止することが重要と考えています。

○ 府としては、令和 5 年度に認可外保育施設を対象として不適切保育にかかる研修を実施したところであり、また、施設への立ち入り調査時には職員へのヒアリングを行い、組織内部での対策や保育士間のコミュニケーションが進んでいるかのチェックといった未然防止の取り組みを行っています。

○ さらに、府ホームページ「保育所等における虐待等と疑われる事案（不適切な保育）に関する対応について」において、事案が発生した場合すみやかに報告・相談をするよう周知をしているところです。

○ 各施設におかれましても、保育者の心理状態のケアと保育士が余裕を持って保育に望める環境の整備、例えばストレスマネジメントやメンタルヘルスのサポート体制を充実させるといった配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

②保育士不足がより一層懸念される中、保育分野における円滑な人材確保に資するため、保育士修学資金貸付制度等について、更なる制度周知を図られるとともに予算の増額を国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ 保育士修学資金貸付制度について、養成校への案内、制度周知チラシを保育士試験実技試験会場で配布、潜在保育士宛てダイレクトメール等で送付するなど周知・説明に努めています。

○ また、国からの貸付原資が十分措置されていないことから、保育士修学資金貸付等事業について、安定した事業継続に必要な事務費を含む原資の財源措置を早期に講じること等について、国に要望しています。

○ 引き続き、保育士修学資金貸付等事業に係る財政措置について国の動向を注視するとともに、事業の充実について国に対して要望してまいります。

③保育士人材不足の解消の一助とするため、子育て支援員の配置要件について、更なる緩和が可能となるよう引き続き国に強く働きかけるとともに大阪府において子育て支援員養成研修を実施されたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

〇 保育人材の不足は深刻な問題であると認識しており、保育の安全と質の確保のために、保育人材の確保・配置の増加が必要であると考えております。

〇 これまで、朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例として、保育士最低２人配置要件について、保育士２名のうち１名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする措置がなされてきたところです。

〇 子育て支援員により一層活躍の機会を持っていただくため、配置要件の拡充についての国への要望については、状況を鑑み検討してまいります。

〇また、養成研修については、子育て支援員の主な従事先の多くが市町村事業として行われることから、地域の実情やニーズに応じて市町村において実施いただいているところです。

〇府においては、単独での実施が難しい市町村を府がとりまとめ、複数市町村が合同で実施できるようサポートを行っており、引き続き、各市町村の取組みを支援してまいります。

④職員の離職防止、職場環境の改善につながるカスタマーハラスメントの防止対策がなされるよう、大阪府独自の施策を検討されたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ 顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為といったいわゆるカスタマーハラスメントが報道で取り上げられ、社会問題となっていることは認識しています。

○ 厚生労働省が令和２年に策定した指針では、「事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨」が定められており、また令和４年に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成して企業等の理解を深めて自主的に対策に取り組んでいただくことを目指しています。

○　このような国の動向も踏まえ、各事業者において保育人材が安心して現場に長期にわたって定着いただけるような職場環境の改善に向けて取り組んでいただくことはもとより、府の立場で支援について検討してまいります。

⑤利用定員の変更について、法令や国通知に定められているとおり、各自治体で格差が生じることなく速やかに変更手続きを行なわれるよう、各市町村に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ 利用定員の変更については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定されており、特定教育・保育施設の設置者が、利用定員を増加しようとするときは同法第 32 条第 1 項に基づき市町村に変更の申請、利用定員を減少しようとするときは同法第 35 条弟 2 項に基づき市町村に変更の届け出をしなければならないと規定されています。

○ 利用定員の変更手続きについては、これまでにも、市町村に対して、国の通知と併せて、府としても周知・説明を行ってきたところです。

○ 引き続き、市町村に対して、機会をとらえて変更手続きを速やかに行うよう、働きかけをおこなってまいります。

⑥国の補助事業（例：保育補助者雇上強化事業等）について、その活用が各市町村によって格差が生じないよう強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　　　　　　　　　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○　保育対策等総合支援事業費補助金等の補助事業については、保育の実施主体である市町村が、地域の実情に応じて実施するものと認識しております。

○府としては、市町村の事業実施状況に応じた補助金の配分ができるよう予算確保することで、市町村の取組みを支援してまいります。

⑦職員の円滑な処遇改善に資するため、処遇改善加算を速やかに一本化するよう、国に強く働きかけられたい。また、全産業との賃金格差について、公定価格基本単価の向上を国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　　　　　　　　　　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ 保育士の処遇改善については、平成 27 年度より、国制度における公定価格の処遇改善等加算において、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に応じた人件費（賃金改善要件分）が導入され、賃金改善分として３％（職員一人あたりの平均勤続年数 11 年以上の時は４％）が加算され、平成 29 年度には５％（11 年以上６％）に、令和元年度には６％（11 年以上７％）に改正されたところです。また、平成 29 年度より職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善（処遇改善等加算Ⅱ）が実施されております。
　さらに、令和４年２月から、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を３％程度（月額 9,000 円）引き上げるための補助が実施され、同年 10 月以降は公定価格において同様の措置が講じられております。

○ 府としては、国に対して、処遇改善等加算の充実など、更なる見直しを行うとともに、必要な財源を恒久的・安定的に措置するよう、引き続き要望してまいります。

○ また、制度が複雑化している公定価格の処遇改善等加算の簡素化について、現在、国で検討が進められており、府としても実現に向けて動向を注視してまいります。

⑧主任保育士専任加算等の加算・減算要件における０歳児の入所数について一定の緩和がなされたが、地域（園）の実情や時勢に応じた要件の見直しが図られるよう、引き続き国に強く働きかけられたい。あわせて、高齢者等活躍促進加算や施設機能強化推進費加算においても同じく要件の見直しが図られるよう、国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

〇 主任保育士専任加算については、配置基準等による必要保育士数に加えて代替要員を１人加配することと、乳児が３人以上入所している等の要件があり、今後、少子化が進むこと等により、要件を満たすことが困難となる地域や施設がますます増えていくことが予想されることから、府としましても、地域の実情や時勢に応じた制度の見直しを図るよう国に対して要望してまいります。

| |
|---|
| ⑨育休取得率の向上により、職員配置がなされているにも関わらず、年度当初は０歳児の定員が埋まらない施設が増えている。０歳児の定員が埋まらない期間に対する対策について国に働きかけられたい。（保育部会） |

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○　市町村の確認を受けた保育施設は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算出された公定価格により財政支援が保障されているところです。

○　０歳児の定員が埋まらない期間に対する対策について、本府としては、保育人材確保・定着に向け、保育士の処遇改善等国における必要な財源の安定的な措置や、多様化する保育ニーズや保育内容の一層の充実を図るため、それに伴う必要な財源措置について、実施主体である市町村が、自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等を提供できる仕組みになるよう、引き続き国に対し要望してまいります。

⑩各自治体が保・幼・小の架け橋プログラムの本格実施をできるよう、連携・強化に加え、支援学級の在り方や小学校接続加算等について各自治体において格差が生じないよう、各市町村に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○　義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間である架け橋期の教育については、保育所や認定こども園等と小学校との連携が不可欠であり、幼児教育人権研修において毎年取り上げるとともに、文部科学省が推進する「幼保小の架け橋プログラム」の実施に係る手引きや動画について、府内市町村を通じて保育所、認定こども園等へ周知しています。

○公定価格における加算対象等については、必要に応じて、市町村の会議等を通じて周知説明しているところですが、「小学校接続加算」については、中央教育審議会による「全てのこどもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障するために、幼保小が協働して架け橋期のカリキュラムを作成することが重要である」という提言を踏まえ、令和 6 年度から要件が変更されました。

○これにより、加算額を最大とするためには、「小学校と協働して、５歳児から小学校１年生の２年間（２年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること」が必要となったことから、保育所や認定こども園等の努力だけでは加算が受けられず、協働が進むような方策を各市町村においても検討する必要が生じています。

○このため、府としても、府内の好事例の共有を図るなど、各市町村が取り組みやすくなるような働きかけを検討してまいります。

⑪保育施設等に係る事務書類の軽減について、引き続き国に働きかけられたい。
（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○「子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針」において、国が統一様式の普及に向けた取り組みを行うべきとされているため、統一化に向けて積極的に取り組むよう、国に求めてまいります。

⑫ICT化推進事業は１施設１回限りとなっているが、導入したシステムの更新やアップグレードのため、柔軟に補助金が活用できるよう国に働きかけられたい。
（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ ICT 化の推進は、子どもの安全確保と保育士の負担軽減に有効なものであり、また、導入時だけでなく、更新時等にも大きな費用負担が生じるものと認識しています。

○このため、府では国に対して、ICT の機能追加や更新する場合も補助対象とするとともに、運用維持経費を公定価格へ加算する新たな仕組みを設けることを国に要望しているところであり、引き続き働きかけを行ってまいります。

⑬府や市の施設監査以外に保健所等外部関係団体から訪問検査があるが、事前に関係担当課と調整し、検査を受けた項目に関しては、施設監査の際に簡略化するなど負担軽減を図られたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】

福祉部 子ども家庭局　子育て支援課
福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

○ 保育所の指導監査については、児童福祉法第 46 条、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条で規定され、国の通知に基づき、施設指導監査を実施しているところです。

○保健所等の機関についても、それぞれの法令や通知に基づき、検査を実施しているところです。保育の現場において、過度な負担が生じないよう、それぞれの法令に支障のない範囲で調整などに努めてまいります。

⑭大阪府内の各市町村における地域区分について、各市町村において格差が生じることなく府内全域を都市部にふさわしい地域区分に統一されるよう国に強く働きかけられたい。（保育部会）

【府からのコメント、方針等】　福祉部 子ども家庭局　子育て支援課

○ 子ども・子育て支援新制度における公定価格の地域区分については、これまで他の社会保障分野との整合性を踏まえ見直しされてきたところですが、未だ同一府県内での生活圏域等に応じた状況になっていない状況です。

○府としては、地域区分について、市町村の意見や地域の実情を踏まえた、柔軟な取扱いを認めるようこれまで国に要望してまいりました。

○地域区分の見直しについては、現在、国において議論されており、先日、国家公務員給与に地域ごとの民間賃金水準を反映させる「地域手当」の区分設定を、現在の市町村単位から都道府県単位にする方向で調整しているとの報道がなされており、その動向を注視するとともに、地域の実情が考慮されるよう、国に対し引き続き働きかけてまいります。